

役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人風の森の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第二条 本規定でいう役員とは、理事および監事をいう。

- 2 全役員に対しての各年度の総額が2千万円を超えない範囲で、別表に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支払うことができる。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事長の勤務報酬等)

第四条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に常勤であつた場合は、別表2により常勤に対する月額報酬を払うことができる。

- 2 理事長の常勤の定義としては、週3日以上勤務日数で週30時間以上の勤務時間とする。
- 3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表2による報酬を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表2による報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第五条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監査業務を行った場合は、会議出席報酬は支払わず、本条次項の報酬を支払うものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表 2 により「監事監査指導報酬等」の報酬を支払うことができる。
- 3 監事が前項の監査業務以外で、理事長の命を受けて法人又は施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により「役員及び評議員業務報酬等」の報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第六条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合には、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第七条 報酬の支払日は、月額報酬・日額報酬にかかわらず、原則として毎月 28 日とする。

- 2 報酬の支払方法は、月額報酬は原則として銀行口座振込とし、日額報酬は原則として現金にて支給する。

(出張旅費)

第八条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表 3 により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費の実費を支給する。
- 4 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。

(兼務役員)

第九条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第十条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の改訂は、令和元年 6 月 25 日から施行する。
3. この規程の改訂は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

<役員報酬> ※役員報酬は全て源泉所得税控除後の差し引き手取り額とする。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	15,000 円
評議員会出席報酬	15,000 円
苦情対応第三者委員出席報酬	15,000 円

別表 2

名称	報酬
理事長業務報酬（常勤・月額）	評議員会の決議による。
役員及び評議員業務報酬（日額）	15,000 円
監事監査指導報酬（日額）	30,000 円
苦情対応第三者委員業務報酬（日額）	15,000 円

別表 3

旅費	宿泊費（日額）	日当
実費	20,000 円	10,000 円